

全国民闘連ニュース

第 7 3 号
1 9 9 2 年
1 2 月 1 日

年間購読料
3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



もくじ

- | | |
|-----------------|------|
| ●公務員の国籍条項問題を考える | P 2 |
| ●討論のひろば | P 8 |
| ●在日韓国・朝鮮人運動史入門 | P 10 |
| ●おすすめの1冊 | P 11 |

公務員の国籍条項問題を考える

(公務員の国籍条項問題を考えるシンポジウムより)

1992.11.19 場所：大阪、部落解放センター)

来年度の職員採用試験が近づいてきた

それぞれの自治体で募集要項の作成に取りかかっている
一般事務職の国籍条項の完全撤廃をめざしてさらなる運
動の展開がのぞまれる

加島 宏(弁護士)

私は法律家なので、いろんな事実の問題というよりも法律論を少しわかりやすく話してみたい。

みなさんご存知の1991年1月の日韓覚書というのがある。教員採用と地方公務員の採用について、日韓外相が覚書を交わしたものである。

今、私の話と関係のある部分を手元の資料から読んでみると、「公立学校への教員への採用については、その途をひらき日本人と同じ一般の教員採用試験の受験を認めるよう各都道府県を指導する。この場合において、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、身分の安定や待遇についても配慮する。」「地方公務員への採用については、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、採用機会の拡大がはかられるよう地方公共団体を指導していく。」というも



のである。

ここで言われている「日本国政府の法的見解」が何なのか。それは、「政府は、従来から公務員に関する当然の法理として公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解しており、・・・」に代表される。

また、文部省教育助成局長から都道府県・指定都市教育委員会あての文書(1991年3月22日)で、「政府は、従来から公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解しており、公立学校の教諭については、校長の行う公務の運営

に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることと職務としていると認められることから、公務員に関する当然の法理の運用があり、日本国籍を有しないものを任用することができないものとされている。」これが、いわゆる当然の法理見解というもの。我々の立場からは制約基準と呼んでいる。日韓覚書はこの当然の法理を前提としておりこれ以外のものを前提としていない。つまり、法律の見解だけが前提とされているものであり、この見解を巡って、政府をつついたり、運動を推進したりするのはこちらの勝手であるし、韓国政府が日本政府に圧力をかけるのも勝手なわけである。

では、どんな公務員が「当然の法理」の言うところのものにあたるのか、これを2つに分けると、公権力の行使にあたる公務員、もう一つは公の意思の形成に携わる公務員はこれにあたるというのが日本政府の法の見解である。これを具体的に言うと、公権力の行使では人を逮捕するような警察官のような仕事、公の意思の形成への参画に携わるものとしては地方自治体の市長や助役、地方議会議員がこれにあたるというのが一番わかりやすい例であると思う。

しかし、日本国政府はこの法の見解についてこの解釈の中身については明らかにせず、ただこの抽象的な法の見解を繰り返してきた。この法の見解と言え、どうにでも解釈でき、その具体的な職種については各地方自治体が自ら判断すべき問題であるから政府自らは答えられないと国会などでは言ってきた。従って、一般行政職・技術職は駄目だとかいうことは日本国政府の法の見解として公に述べたことは一度もない。あるとしたら各地方自治体が暗黙に自治省に指導されたり、文句を言われたり、あるいは自治省の顔色を伺って勝手に決めてきたのに過ぎない。日韓覚書で一般行政職・技術職がだめだとか、ということが前提とされたという事実はないということを強調しておきたい。この覚書ができたから一般行政職・技術職がだめだとかいうことを韓国政府も理解したのだとよく言われるが、これは全くのベテンである。韓国政府が認めたのは法の見解を前提にするということであって、具体的な職種について認めたわけではない。つまりはここは運動がいくらでも攻め込めるところであると私は理解している。



仲原良二 (文君の大阪市受験を認めさせる会)

私は、文君の大阪市受験を認めさせる会代表と言うことでこれまで大阪市と何回かやりとりをした。また、神戸市、川崎市が大阪市に対して大阪市の方式について問い合わせをしていることも聞いている。この大阪の手法、どういうシナリオが書かれたのかを憶測であるが、述べてみたい。

今年の4月21日に大阪市の国籍条項をつけない2職種の新設(大阪方式と呼ばせてもらう)について新聞各紙が取り上げたが、この新聞を呼んでみると、「専門職」であるという言い方と、「専門職ではなく事務職」であるという書き方があり、新聞によって違う。自治省の中川公務員課長は、「一般職ではない、専門職であると聞いている、国の見解には触れないようにする」と言っている。しかし、大阪市は「専門職的要素の濃い事務職である」という。自治省は専門職、大阪市は事務職、というようにお互いが読み替えをやっているというふうに取れるんじゃないかと思う。なぜ大阪市は事務職であると言っているのか。一つは、採用試験の区分において、一般事務の中に行政と経営情報、国際がある、としている。それで私が新聞で呼んだ範囲では朝日が「専門事務職」という言い方をしていたが、これが一番あたっている表現ではないかと思う。



さて、大阪方式がどうやって考え出されたかと言うことだが、まず前提として自治省の壁が非常に厚いということ、そして文君が受験をしているということ、がある。そこで自治省の顔色を伺って自治省の指導をうまくかわしながら何とか一般事務職の採用に穴をあける、ということがまず考えられたのではないかと思う。

まず理論的な枠組としては今度作った経営情報、国際という2つの職については、公権力の行使にあたらない、つまり国の見解の範囲内であると前提としてまず決めてしまう。これが公権力にあたるかどうか、他の職とどう違いようかというようなことはすべて棚上げにするとして、まず、専門職と言う建前を通すと言うことである。実際は事務職だが、専門職と言う建前を通さないと自治省の顔を潰すことになる。つまり、一般事務職とは違うということを印象づける必要がある。

それから、ラインではなくてスタッフ職であるということ。ラインというのは課長とか部長とか長のつく、決裁権を持

つ職である。ところが、スタッフ職というのは主幹とか参事とか参与など、小さい範囲では決裁権をもつが、一般的には決裁権をもたない職である。つまりスタッフ職であるというキーを含めば新しい職をつくることができるのではないか、という考え方である。

そして大阪市は経営情報と国際の2つしかできなかったというが、実はどうも自治省との交渉では「文化」と「福祉」を考えたということを他市との問い合わせでいっているようだが、結局2つになった。毎年継続していかなければならないということである。そして、人事交流が数部所にまたがるということ。こういうことをどうも自治省に言われたようだ。自治省は依然からローテーションのことを盛んにいっており、この点を言ったと思う。

最後に、この大阪方式については、あくまでも日本人との差をつけるということが条件になっている。一つは一般の人事交流はやらないということ。それから昇進も決裁権をもたないスタッフ職であるということ、を条件として自治省のOKを得たと言うことである。



孫敏男(川西市職員)

私は20年前に市役所の受験をして合格したが、当時、高校卒業にあたって先生方が子どもの学力を保障して飯を食べていくための就職を探していくとどこも断られる。その頃は民間企業だけでなく、役所もどこもとっていなかった。そして民間企業の言い訳が、「役所も取っていないでしょう。税金で給料払っている役所でさえとっていないのに、営利目的の企業はとれません」というものだった。これはまず役所の国籍条項に穴をあけないと民間企業はとってくれない。民族団体が動き回って国籍条項に穴をあけたわけではなく教師集団が躍起になって自分が教えた生徒の就職を保障していくというところで国籍条項を撤廃させていき、尼崎、西宮、伊丹、宝塚、川西などで撤廃されていき、その中で私が川西市に入り20年になる。そしてその後、府県、政令市を除いて多くの市町村で国籍条項が撤廃されて、一応受験できるという条件は整ってきてはいるが、受験する人が少ない。新聞に掲載されていた資料によると、全国的にはまだ1600人くらいしか公務員になっていない。ちなみに1988年4月1日現在で自治省は、常勤で539人、臨時・非常勤で61人、語学指導を行い特別職で1016人、合わせると1616人ということである。

私なりに計算してみたところ、大阪市において毎年7人の在日韓国・朝鮮人を

40年間採用し続けて、やっと、一般事務職では日本人と同じ人口比率の職員数になるのです。この7人というのは合格者で、調べてみると、大体5人受験してやっと1人合格しているようなので、来年、大阪市に住む在日韓国・朝鮮人が35人受験してやっと7人合格するということになる。今の状況では受験者はほとんどが合格させないと全然在日韓国・朝鮮人の公務員が増えない。

私は公務員になって20年になるが、むしろ今回、係長級になったことでちょっと上部団体の方からクレームがついたらしいが、私の上司は「当り前のことをやって昇進させたのになんでこれだけ注目されて文句言われなあかんのか」と、私の同僚の上司は20年間私と付き合ってきて、何ら問題がないことがよくわかっている。普通に昇進していくのが当り前だという意識なのです。一応、上部には公権力の行使にはあたらない、とうまく答えたらしいが、長い間勤めている役所の中ではなんとでもなるという意識でやっていった。ところが一度も雇ったことのない役所では、採用したら何かあるのではないか、と思うわけです。大阪市の場合も毎年7人合格させていかない限り、40年たってもだめなわけである。積極的に採用することが必要だ。

稲富 進 (在日朝鮮人教育研究協議会事務局長)

今回、大阪府、市は文部省等、政府の

指導に結論的には従ったが、文部省が各教育委員会などにどういうふうに説明しているかということ、教諭の主たる職務を大別すれば①児童・生徒に対する教育指導に従事すること、②校長の行う公務運営に参画することの2つの要素があるとし、前者については講師も教諭とほぼ同様の役割を担うものと考えられるが、後者については常勤講師は行なうことができない。常勤講師だといった、どんなことができないのか。たとえば教育目標や教育指導計画をつくる時などは、職員会議を開いてみんなで協議をして決めることがごく普通である。そういう時に、常勤講師に対してだけは「今日は教育目標を決めるから今日はあなたは職員会議から出ていきなさい」などということが実際にできるわけがない。こうしたことをあたかもできるかのようになっている。国は「公権力の行使」で押し通し、一方で地方の教育委員会が苦しんで、その結果行政同士の間で玉虫色に決着したのが「常勤講師」だと思う。実際1974年に大阪市の教諭に採用された在日朝鮮人が20年勤めている。その人が現場の中で国の言い方をすれば「公の意思形成」に携わってきたわけである。それで何か支障があったか？何もない。しかし、それではその事実がそのような影響があったのか。非常に大きいのが、教育というのが子どもに対して同じ水平な位置で教育をやるということが崩されること。学校で働く事務職員も給食調理員さんも教員も



対等に教育ということで参画することが基本だし、事実そうやっている。しかし、外から見たときに、子ども達はその先生は教諭や、あの先生は常勤講師だ、ということになる。それでなくとも日本社会では多くの日本人の中に朝鮮人は遅れているんだ、みたいな意識がある。偏見、蔑視のような感情がまだまだあるもんで、やっぱり、朝鮮人は先生になっても講師しかだめなんだな、というふうになるのが一番恐ろしい。こういう影響はすごく大きいと思う。

そしてもう一つ、教職員を分断することに使われている。私達は主任反対というのでずっとやってきている。その上に常勤講師という形で分断を持ち込もうとしている。それから、朝鮮人でこれまで教諭として勤務してきた人で、これまで管理職試験をうけられたわけだが、今年は3人希望があったけれど受験を拒否されている。こういうふうに平等の原則からみて、平等でないという方式を持ち込んでいる。今回、大阪府、市教育委は文部省の指導に従いこれまでの教諭を常勤講師として採用することにした。

この状況に対してどう対応するのか、非常に評価の別れるところである。今まで門戸を一切閉ざしていたところもあることからすれば前進である。しかし、教諭との差をつけたことでは後退ということである。

この問題については今回の部分を切り離して評価するのではなしに、闘いの流れの中で今回の決定を見ていくべきだ。私達、運動の側が1974年に大阪で門戸を開放させていき、大阪で19人という教員が誕生した。その流れがある。しかし、1982年に大学の教員の特別措置法でそれまで助手止まりだったのが教授までの道を開いたのだが、その時に小中高校の教諭は日本国籍だという文書をわざわざ流し、地方の教育委員会での任用が極端に落ちている。大阪でも1986年に一人あっただけで、それ以降は任用がない。つまり、双方の闘いの中での一段階で今回の措置があったとみるべきだと思う。後退している部分、前進している部分、きちっとみていくべきだ。一般の公務員でも、政令市では部分しか門戸をひらかないけれども、他の市町村では一般事務職も含め門戸を開き、また在日韓国人の係長ということもあるわけです。つまり、中央の単一民族国家観を基底においた政策を地方の攻めをもっと強化し中央を包囲していくしかこの闘いの突破はできないと思う。

討論のひろば

参政権についての討論の補足

編集部

在日韓国・朝鮮人をめぐる重要な問題について、異なる意見も含めて討論していこうという趣旨で討論の広場というコーナーをつくり、第1回のテーマとして参政権を取り上げた。1回目を仲原良二氏、2回目を李龍海氏、3回目を黄光男氏にそれぞれ論じていただき違った角度からこの問題を考察できたと思う。

そこで、編集部から若干の補足をしてこのテーマについての討論はしめくりたいと思う。

参政権の問題を考える前提として国籍の問題がある。国籍には出生地主義と血統主義の2種類があり、それに応じて国民概念も変わってくる。出生地主義の代表はアメリカ合衆国であり、自国で生まれた者に対しては自動的に国籍を与えるというものである。それに対して、血統主義を取る国が日本やドイツなどで自国で生まれても帰化などの手続きを取らない限り国籍を与えないというものである。

参政権の問題は後者の血統主義の国で特に問題となる。このような国では国民の中に外国人が入るかどうかなという問題が生じてくるが、この点に関して参考になるのは、ドイツにおける動向である。

1989年にハンブルク市議会はドイツの議会として初めて外国人選挙権の導入を議決した。その要件は、滞在年数8年以上であった。続いて同年シュレスヴィッヒ=ホルシュタイン州議会も外国人選挙権を認める選挙法改正を行った。同州もハンブルグ市も社会民主党(SPD)政権で、SPDが政権を担当する他の州でも外国人選挙権を認める方向で準備が進められた。

しかし、これに対して、政権与党であるキリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CSU)は、外国人への選挙権付与は、国民主権原則に反し、違憲であるとして同党の連邦議会議員が、外国人への選挙権を認めた選挙法改正の違憲審査を連邦裁判所に申し立てた。そして1990年に連邦憲法裁判所は、憲法に規定される国民はドイツ国籍者に限定されるとして外国人住民への選挙権付与は違憲である旨の判決を行った。ただし、同裁判は、帰化の要件の緩和を支持するとともに、参政権承認のための基本法改正を否定しなかった。

このようにドイツにおいては、ドイツ統一、東欧情勢による難民の流入規制論

議もからみ、排外主義的な「国民主権論」による外国人参政権の否定という結果となった。しかし、外国人の参政権が国政の争点となり、野党勢力（社民党、緑の党など）がそろって参政権を要求するなど、日本と比べると論議のレベルが違う。

外国人の参政権を憲法が認めているかという論点については、日本でも同様の議論が予想されるので、ドイツにおける議論はよく研究しておく必要がある。また、ドイツと同様に、参政権を認める代案として帰化要件の緩和などを日本政府

が打ち出してくる可能性もある。参政権の問題は国籍の問題と関連させて議論をせねばならず、将来における在日韓国・朝鮮人の国籍問題を我々としては積極的に議論していくべきだろう。

その意味で今回のテーマとしては、国籍問題を取り上げたい。

なお、ドイツにおける参政権論議については、『定住外国人の地方参政権』（徐龍達編、日本評論社）に詳しくまとめられているので、同書を読まれることをおすすめする。

裁判のお知らせ

1 鄭商根さん戦後補償裁判（第11回）

- とき●1993年4月28日（水）午後1時～2時半
- ところ●大阪地方裁判所 第808号法廷
- 内容●田中宏先生の証人尋問

2 石成基さん、陳石一さん戦後補償裁判（第4回）

- とき●1993年5月18日（火）午後1時半～
- ところ●東京地方裁判所 第515号法廷（集合1時）
- 内容●本人尋問

3 裴建一さん入居裁判（判決）

- とき●1993年6月18日（金）午前10時半～
- ところ●大阪地方裁判所 第202号法廷（大法廷）
- 内容●判決が言い渡されます。

それぞれ、たくさんの傍聴をよろしくお願い致します。

在日韓国・朝鮮人運動史入門

第3回運動の展開——1920年代

1920年代は日本国内で労働運動や民主主義運動、社会主義運動が盛んな時代であった。とりわけ1917年のロシア革命の影響を受けて、マルクス主義や無政府主義の思想が社会運動に大きな影響を与えた。

在日朝鮮人の運動にもこれらの思想が大きく影響を与えた。無政府主義者（ロシアのクロボトキンなどの思想の影響を受けたグループで国家の存在そのものを否定した）の組織としては黒友会があった。解放後に在日朝鮮居留民団（今日の民団の前身）の団長となる朴烈らが組織したもので、機関誌「太い鮮人」（「不逞鮮人」という差別語をもじった誌名）を発行し、「不逞社」という秘密結社を組織して、暴力的手段によって独立を達成しようとした。朴烈は1923年9月の関東大震災の時に起きた大逆事件（日本の無政府主義の指導者である大杉栄が虐殺された事件）によって警察に検束され、1945年の解放まで釈放されなかった。

マルクス主義（無政府主義つまりアナ・キズムに対してボルシェヴィズムと呼ばれ、当時の日本の労働運動、水平社運動においてはアナ・ボル論争と呼ばれる主導権争いが行われた）のグループとしては北星会があり、金若水、安光泉らが中心に組織した。北星会はその綱領において「日本における全朝鮮人労働者の単一の大組合の創設」をかかげ、在日朝鮮人労働者の組織化に大きな役割を果たし

た。北星会は1925年1月に、一月会に組織再編成され、機関誌「思想運動」を発行し、社会主義思想を宣伝した。

これらの思想団体の他に、青年組織として1925年1月に東京朝鮮青年同盟が組織され、在日朝鮮労働総同盟と提携して運動した。その綱領においては「無産青年の階級意識を喚起し、革新戦線の闘士を養成する」と主張するなど社会主義的であった。在日朝鮮女性の組織としては、1925年3月に結成された三月会があり、女性解放と労働者階級の解放を掲げた。

キリスト教者の運動としては、関西地方で、1922年に3・1青年会が結成され、民族主義的立場から反日思想の宣伝を行った。この団体は朝鮮人労働団体、水平社などとの共闘を行うなかで社会主義思想の影響を受け、1925年には3・1無産青年会と改称するなど、この時代においては社会主義思想の影響は他の思想を圧倒するほどであった。

在日朝鮮人運動におけるこのような思想的潮流はやがて日本の共産主義運動と結びつき、民族的課題と階級的課題との関係という困難な課題を抱えこむことになる。この問題については連載の中でくわしく述べていきたい。

<※この連載は朴慶植氏の「在日朝鮮人運動史－8・15解放前」（3・1書房）を中心にまとめているので、より詳しく学習されたい方は、同書を読まれることをお奨めする。>

おすすめの本 1

『黒部・底方の声-黒三ダムと朝鮮人』

共 著：内田すえの

此川純子

堀江節子

発行所：桂書房

☎0764(34)4600

発行日：1992年12月20日

定 価：2,060円



3人の女性が「在日」の問題に目を向け、日本の責任を明らかにすべく富山県における日本帝国主義支配下の朝鮮人の存在を調査していく中で行きあたったのが黒部第三ダムであった。このダムは吉村昭の小説『高熱隧道』(1979・新潮社)で知られているが、その中には一人の朝鮮人も登場しない。

3部作からなる第1章は此川純子さんの「黒部川第三発電所の建設」である。松本治一郎が当選し、二・二六事件事件が起こった1936年に開始された黒三ダムは日本の中国への侵略行為を軍事産業の面で支える電力需要を支える必要から、国家的要請の下に完成を義務付けられた工事であった。この章では、ダイナマイトが自然発火する高熱隧道で朝鮮人労働者の実態を活字記録に収めなかった状況の中で聞き取りや、断片資料をつなぎあわせて明らかにしている。

堀江節子さんは、2章「朝鮮人遺族たちの半世紀」の中で、志合谷雪崩事故によって、犠牲になった方々について、手

紙の交流・訪日・訪韓を通じ、時間をかけて集められた当事者証言や2次証言を集め、黒三ダムの建設工事における朝鮮人労働者の姿を浮き上がらせると共に、犠牲者の遺族の母国での生活、そして黒三の犠牲が、現在の遺族にも後遺症を残していることを明らかにされ、ここでもまた戦後補償にかかわる大きな問題を投げかけられている。

内田すえさんの3章は「富山県における朝鮮人労働者」として、新聞資料の分析とともに克銘な年表を作成されているが、“強制連行”前史と副題されたその内容は、日本の朝鮮支配の姿を知る上でも貴重な労作である。

書籍流通ラインに乗らない地方出版発行の本書の入手は、直接桂書房に申し出てほしいが、お読みになる時は、ぜひ288頁以降の「あとがき」から読んでほしいと思う。3人の女性の想いと問題の重さがじかに読手側に伝わってくるし、その問いかけに多くの人に答えてほしいと思うからである。

(東大谷高等学校教員 井上正一)

大阪市国籍条項撤廃集中行動

たった2職種だけの「門戸開放」なんて納得できない。
大阪市職員採用の国籍条項を全廃させよう!!

外国籍者の採用「ゼロ」なんてナンセンス。
在日外国人の積極的採用計画を策定させよう!!

行	3月29日（月） ※大阪市役所前集合 8：30 ビラマキ 9：30 要望書の提出
働	3月31日（水） ※大阪市役所前集合 8：30 ビラマキ
画	4月2日（金） ※大阪市役所前集合 8：30 ビラマキ 9：30 集会 10：00 交渉

今年も大阪市の職員採用の募集要項が作成される時期になりました。昨年、大阪市は職員採用の国籍条項を部分「撤廃」しました。しかし、この「撤廃」は決して十分なものではなく、新規募集要項が出される前に私たちが取り組むべき課題は多く残されています。

第1には、「国際」「経営情報」の2職種だけの「撤廃」であるがゆえに、昨年度採用枠も5名にしかならず、実質的な門戸開放にはほど遠い状況になっています。国籍条項が今だに存在する他の職種も外国籍者を排除する合理的根拠は全くありません。全職種の国籍条項完全撤廃を実現する必要

があります。

第2には、2職種の国籍条項を「撤廃」し、それに対して複数の在日外国人が受験したにもかかわらず、外国籍者の採用はゼロでした。これまで、在日外国人を排除し続けたことを考えると、むしろ、在日外国人に対する積極的採用計画を行政自らが策定するべきであると考えます。

今回の「集中行動」は募集要項の策定を前に、大阪市に対して、上記2点の課題の克服を迫るためのものです。特に、最終日の4月2日は、デモ、交渉を予定しています。多くの方々に是非とも参加していただきたいと思っています。

大阪民間連

大阪市東成区
 東小橋3-20-11
 近畿ビル3階8号
 06-972-1608